

下記の委託業務について、企画提案に係る手続きにあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年4月28日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 静岡県盛土規制法に伴う基礎調査（規制区域設定）業務委託

(2) 業務目的

本業務は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の設定にあたって必要な基礎調査を実施するものであり、これにより適正に規制区域の指定を行うことで、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。

(3) 履行期限

令和7年3月19日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、124,278,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、静岡県内に本社又は営業所を有し、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けているものであり、かつ、土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が300点の者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の登録かつ測量業者の登録を受けていること。

(4) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成24年4月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の実施のため業務等の一時停止措置等を実施したことにより完成しない業務等については、延長前の工期又は履行期限を既に経過しているもの限り、実績として認めるものとする。）なお、設計共同企業体としての実績は認めない。

・同種業務：宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域の指定に関する業務

・類似業務：宅地造成等規制法第20条第1項に基づく大規模盛土造成地の変動予測調査かつ土砂災害防止法第4条に基づく基礎調査業務

(5) 以下に示す、アかつイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時に

においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。

ア 技術士（「建設部門：【河川、砂防及び海岸・海洋】若しくは【都市計画及び地方計画】」又は「総合技術監理部門：【建設－河川、砂防及び海岸・海洋】若しくは【都市計画及び地方計画】」）、RCCM（【河川、砂防及び海岸・海洋部門】若しくは【都市計画及び地方計画】）

イ 入札執行前日以前に3か月以上の雇用関係があること。

- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和5年4月28日（金）の午前9時から令和5年5月16日（火）の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（くらし・環境部）」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukurashi/index.html>>

に掲載する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年5月1日（月）から令和5年5月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時の間

(2) 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部 環境局 盛土対策課 盛土規制班

TEL：054-221-2264 FAX：054-221-3553

E-mail：morido110@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参又は郵送にて提出すること。（令和5年5月17日（水）午後5時までに必着。）

郵送の場合は、封筒等の表面に必ず「令和5年度静岡県盛土規制法に伴う基礎調査（規制区域設定）業務委託プロポーザル参加表明書等」と、明記すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和5年5月19日（金）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和5年5月19日（金）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和5年5月26日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）で書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和5年5月29日（月）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土規制班まで提出すること。
提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。
 - ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、CPD、当該地域の業務経験及び手持ちの業務量
 - イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組
 - ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
 - エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和5年5月31日（水）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和5年5月31日（水）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和5年6月7日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和5年6月8日（木）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土規制班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

- (1) 詳細は、「令和5年度 静岡県盛土規制法に伴う基礎調査（規制区域設定）業務委託 業務説明書」による。

- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601静岡市葵区追手町9番6号 静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課盛土規制班（電話番号 054-221-2264）とする。